

玉掛け技能講習会・小型移動式クレーン運転技能講習会
受講料支払時に商工会より1名につき5,000円の助成金を支給いたします

玉掛け技能講習会

つり上げ荷重1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリック、揚貨装置による玉掛け作業に従事するには「玉掛け技能講習」を修了することが必要です。

工場内のクレーン操作にも
必要です!



開催日 【学科】令和6年10月18日(金)～19日(土)

【実技】令和6年10月20日(日)

開催場所 桜川市商工会岩瀬事務所(桜川市東桜川1-21-1)

受講料 20,000円(テキスト代・税込)

◆9月12日(木)9:00受付開始
各事務所窓口にて受付(TEL・FAX不可)

※別紙受講申込書に必要事項を記入の上、

※科目免除対象者 19,000円(税込)

クレーン・デリック運転士免許証

移動式クレーン運転士免許証

揚貨装置運転士免許証

床上操作式クレーン運転技能講習修了証

小型移動式クレーン運転技能講習修了証

いずれかを
取得している方は
免除対象となります

受講料をそえて各事務所窓口までお持ちください。(科目免除対象者は各種免許証・終了証の写し添付)

申込時に助成金の支給がありますので受領印(会社印又は代表者印)をお持ちください。

◆定員10名※定員になり次第締め切ります(申込人数が6名以下の場合は開催中止となる場合があります)

小型移動式クレーン 5t未満運転技能講習会

労働安全衛生法により小型移動式クレーン運転の業務は、移動式クレーン運転士免許を取得している者か、小型移動式クレーン運転技能講習を修了しなければならないことが義務付けられています。

開催日 【学科】令和6年11月3日(日)～4日(月)

【実技】令和6年11月5日(火)

開催場所 桜川市商工会岩瀬事務所(桜川市東桜川1-21-1)

受講料 33,000円(テキスト代・税込)

※科目免除対象者 32,000円(税込)

クレーン・デリック運転士免許証

揚貨装置運転士免許証

床上操作式クレーン運転技能講習修了証

玉掛け技能講習修了証

いずれかを
取得している方は
免除対象となります

※10月の玉掛け技能講習会受講者も免除の対象となります

◆9月12日(木)9:00受付開始 各事務所窓口にて受付(TEL・FAX不可)

※別紙受講申込書に必要事項を記入の上、受講料をそえて各事務所窓口までお持ちください。

(科目免除対象者は各種免許証・終了証の写し添付)

申込時に助成金の支給がありますので受領印(会社印又は代表者印)をお持ちください。

◆定員10名※定員になり次第締め切ります(申込人数が6名以下の場合は開催中止となる場合があります)



【お問合せ】 桜川市商工会岩瀬事務所 0296-76-1800 眞壁事務所 0296-55-4111

桜川市商工会・桜川市商工会建設業部会・桜川市商工会工業部会
桜川市商工会石材業部会・桜川市労働保険建設業一人親方等の会

令和6年9月3日